

会議の名称	平成29年度第1回八雲町介護保険事業運営委員会
日時	平成29年7月14日（金） 13時30分から14時05分
場所	八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ 第1・2会議室
出席者	委員19名（欠席2名）傍聴者0名
会議の処理、てん末	
○平成29年度第1回介護保険事業運営委員会	
1. 開会宣言	
<p>○保健福祉課長より</p> <p>本日は大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様方には日頃より町保健福祉行政の推進に対してご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>まず、開会にあたりまして岩村町長よりご挨拶申し上げます。</p>	
2. 町長挨拶	
○町長より開催にあたっての挨拶	
3. 議題	
<p>○保健福祉課長より</p> <p>これより先の議事につきましては、会長に進行をお願いします。</p> <p>○会長より</p> <p>これより、平成29年度第1回八雲町介護保険事業運営委員会及び第1回八雲町地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議の審議内容につきましては、八雲町情報公開条例各号に規定する非公開情報が含まれていないことから全部公開として開催したいと思っております、ご承認のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>《異議なし》</p>	
(1) 報告事項	
①平成29年度保健・福祉・介護サービス支援事業について	
②平成28年度介護保険事業特別会計決算見込みについて	
③平成29年度介護保険事業特別会計当初予算について	
④第6期介護保険事業計画進捗状況について	
<p>○会長より</p> <p>(1) 報告事項①平成29年度保健・福祉・介護サービス支援事業から④第6期介護保険事業計画進捗状況につきまして一括して事務局より説明を求めます。</p> <p>○事務局より</p> <p>4月より保健福祉課 課長補佐となりました佐藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。私の方からご説明させていただきます。</p> <p>報告に入ります前に、資料の訂正があります。議案3ページ 平成28年度介護保険事業特別会計決算見込額前年度比の27年度決算額に誤りがありましたの</p>	

で、申し訳ありませんが、事前に配布しました資料と机にあります用紙を差し替えて読んでいただけますようお願いいたします。

はじめに、報告事項①の別紙1、平成29年度保健・福祉・介護サービス支援事業でございますが、昨年度と大幅な変更はありませんので、説明は省略させていただきます。資料についてご確認いただければと思います。

報告事項②の平成28年度介護保険事業特別会計決算見込みについて、平成28年度と平成27年度の対比額が大きいものを中心にご説明したいと思います。議案2ページ及び3ページになります。

2ページをご覧ください。歳入についてであります。【国庫支出金】のうち介護給付費負担金の減についてですが、27年度については、清算返還金が3089万円あり、28年度の返還金247万円も勘案しますと、実質的には28年度の方が800万円程度の増額となります。

また、介護保険システム改修事業補助金については、平成28年度においてはシステムの改修がありませんでしたので、0円となっております。

【道支出金】のうち介護給付費負担金の減についてですが、27年度については、清算返還金が1211万円あり、28年度の返還金311万円も勘案しますと、実質的には28年度の方が600万円程度の増額となります。

【繰入金】のうち、その他一般会計繰入金の減についてですが、こちらは人事異動に伴う、給与等の減によるものであります。

また、基金繰入金についてですが、28年度は決算の状況により2400万円を繰り入れることとなり、27年度は繰入がなかったため、そのまま増額となりました。

次に3ページをご覧ください。歳出であります。【総務費】のうち一般管理費の減についてですが、歳入のその他一般会計繰入金と同様で人事異動に伴う給与等の減によるものです。

次に【保険給付費】のうち居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画給付費、特定入所者介護サービス費の増については、利用者の増によるものです。

平成28年度決算につきましては、2ページ下段に戻っていただき、歳入決算額 15億6,692万1,657円、歳出決算額 15億5,549万3,952円、差引額1,142万7,705円 となり、うち600万円を基金に積み立て、542万7,705円を繰越し、次年度における支出等が発生した場合の財源に充てます。

介護給付費準備基金についてですが、歳入と歳出の差により生じた剰余金は翌年度以降の介護給付費支払いの不足に備える財源とするため介護給付費準備基金として積み立てますが、平成28年度末現在は 8,707万2,287円 となっております。なお、このうち、650万円 につきましては28年度に超過交付となった交付金を返還する際に、取り崩し、財源とする予定でございます。

続いて、報告事項③平成29年度 介護保険事業特別会計（当初予算）につい

てご説明いたします。

議案4ページ及び5ページとなります。

予算総額は歳入・歳出それぞれ17億2,173万4千円 前年度対比1億1,413万2千円の増となっております。直近の給付実績の伸び率等を参考に予算をたてております。

まず、歳入であります。特徴的な事項について説明させていただきます。

【国庫支出金】・【支払基金交付金】・【道支出金】における地域支援事業交付金（総合事業）及び【繰入金】の地域支援事業繰入金（総合事業）が増（前年度比でそれぞれ900%の増）となっておりますが、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に伴い、要支援者への訪問介護及び通所介護が「介護予防給付」から「地域支援事業」へ移行されたことによるものであります。

また、【国庫支出金】のうち事業補助金については、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修に対する補助金となります。

次に歳出であります。【総務費】の一般管理費の減つきまは、人事異動に伴う給与等の減によるものであり、計画策定委員会費の増につきまは、第7期計画策定の委託料等の計上によるものであります。

【保険給付費】のうち【介護サービス等諸費】の施設介護サービス給付費が9,000万円の増額となっておりますが、本年7月にくまいし荘が改築され、定員が25名増となったことなどによるものであります。

また、【介護予防サービス等諸費】のうち介護予防サービス費・介護予防サービス計画給付費の減と【地域支援事業費】のうち介護予防・生活支援サービス事業費の増であります。先ほど歳入でも説明しましたとおり、総合事業の実施に伴い、要支援者への訪問介護及び通所介護が「介護予防給付」から「地域支援事業」へ移行されたことによるものであります。

続いて、第6期介護保険事業計画進捗状況についてご説明いたします。

議案6ページ～8ページになります。

まず、6ページの平成28年度の介護給付費等進捗状況についてでございますが、介護給付及び予防給付費の居宅療養管理について進捗率がそれぞれ304%及び145%となっておりますが、当初計画時よりサービス提供事業所が増えたことによりサービスの提供体制が強化され利用見込を大幅に上回るものとなりました。

介護給付及び予防給付費のうちショート療養についても171%・408%となっておりますが、介護老人保健施設からの在宅復帰を強化したための増となっております。

また、介護給付費の福祉用具販売及び住宅改修については、利用見込みを下回るものとなりました。予防給付の福祉用具貸与については見込を上回りました。

介護給付及び予防給付の小規模多機能型居宅介護については、計画上25人分の整備を見込んでおりましたが、整備を見送ったための減となっております。その他のサービスつきまは、おおむね30%増減以内であり、ほぼ計画どおり

の進捗であります。

続いて7ページの人口等の状況についてであります。認定者数については計画を上回っており、居宅サービスについても計画を上回って推移しております。

最後に8ページの参考資料ですが、過去10年間の実績について、第1号被保険者数、介護度の区分別、介護度の区分別、介護認定審査会の開催状況についてまとめたものでありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、報告事項②から④の説明とさせていただきます。

○会長より

ただ今の事務局の説明について、ご質問等ございましたら発言願います。

(質問等なし)

(2) 協議事項

①第7期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査の実施について

○会長より

それでは(2)協議事項①第7期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査の実施について、事務局より説明を求めます。

○事務局より

それでは、協議事項についてご説明させていただきます。

配布資料の別紙2から別紙4になります。

第7期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査の実施について別紙2の調査実施要領をご覧いただきたいと思っております。

3年を1期とする介護保険事業計画の策定は(平成30年度～32年度)第7期介護保険事業計画として、今年度の平成29年度に策定することとなっておりますが、策定の基礎資料とするため、2種類をアンケートを実施いたします。

ひとつめの「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は高齢者一般を対象とし、要介護状態になるリスクの発生状況、生活支援の充実、社会参加・支え合い体制、介護予防推進のために必要な社会資源など、地域診断を行うことを目的とします。ふたつめは「在宅介護実態調査」となり、居宅サービスを利用している要介護認定者を対象に「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とします。

アンケート調査の実施方法につきましては、一般高齢者については保健福祉課、住民サービス課職員がそれぞれ調査対象者と連絡調整を行い、回収を行い、回収率100%を目指すこととします。(訪問して町民からの貴重な生の声を直接聞く機会を確保する観点から、従前より職員が汗をかいてアンケート回収を行うこととしている。)

要介護認定者については、担当ケアマネージャーに訪問時での回収を依頼しているところではありますが、資料では調査対象が「居宅サービス利用者」となっておりますが、サービスを受けていない認定者についてもアンケートを実施することとしましたので、若干数増加することとなります。回収については職員が行います。

アンケート内容、項目等につきましては、別紙3「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」別紙4「在宅介護実態調査」のとおり、対象者や介護者の生活状況、地域活動の状況、健康や介護予防に関する意識、介護保険制度について等を設定しており、今後の介護保険事業運営の在り方について検討するための重要な資料として活用したいと思っております。

○会長より

ただ今の事務局の説明について、ご質問等ございましたら発言願います。

○委員より

介護認定を受けているがサービスを利用していない方もアンケートを実施するという理解でよろしいでしょうか。だとすると、どの程度の人数を想定していて、アンケート調査内容も別紙3、4とは別の形にはなると思われるので、内容等は委員に示されるのでしょうか。

○事務局より

まず一点目の対象者の人数ですが、入院している方は除き50名程度を想定しています。アンケートの内容で、別紙3、4の2種類がありますが、別紙3の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、こちらは要介護認定者ではない一般の高齢者を対象としておりまして、別紙4の在宅介護実態調査につきましては、要介護認定者でサービスを受けていても受けていなくても内容に変わりはありませんので、あくまでこの2種類だけとなります。

5ページの間13で介護保険サービスの利用の有無についての設問があり、そこから設問が分かれる形となります。サービスを利用していない方は2を、サービスを利用している方は1を選択することとなります。

○委員より

ここの設問では、現在、住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスを利用していますかということだから、何も利用していない人も、住宅改修や福祉用具貸与をしていて、それ以外のサービスを利用している人も、2を選択するというのでしょうか。そうすると、全くサービスを利用していない人と、住宅改修や福祉用具貸与をしていて、それ以外のサービスを利用している人も2に集計されるということでしょうか。

○事務局より

厚労省から示されている設問どおり作成しており、集計はそのようになることと思っております。

○会長より

そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

②指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について

○会長より

それでは、(2)協議事項②指定地域密着型サービス事業所の指定の更新につ

いて、事務局より説明を求めます。

○事務局より

それでは、指定地域密着型サービス事業所の指定の更新についてご説明いたします。

議案の10ページになります。平成18年4月の介護保険制度の改正により、指定の更新制度が創設され介護保険事業者の指定については、6年毎に更新することが義務付けられており、地域密着型サービス事業所の指定、指定の更新にあたっては、介護保険法第78条の2第7項等の規定に基づき、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないということから、適切な運営を確保するために介護保険事業運営委員会を設置し、協議、ご意見をいただいて指定等を行っているところです。今回、2つの事業所から指定の更新の申請書が提出されました。

なお、提出された書類の量が膨大なため抜粋して必要最低限の様式のみお示ししておりますのでご了承願います。

○会長より

なお、この件につきましては、八雲町介護保険事業運営委員会設置要綱第6条第3項に基づき当該事業所又はその設置法人に属する委員は当該事項の審議から除くことになっておりますので、三上委員におきましては、一時退室をお願いいたします。

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局より

1つめの事業所につきましては、地域密着型サービスの種類は「認知症対応型共同生活介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」、申請者は、すまいる株式会社、事業所は、八雲町熊石鮎川町 グループホームすまいる熊石、利用定員は9名であります。

運営基準等についての概略については別にお配りの資料 をご覧ください。

1ページの定義及び基本方針については、記載のとおりとなりますのでご確認いただければと思います。

2ページの人員の基準についてですが、介護従事者等の人数について、すべて満たしていることを申請書等により確認しております。

3ページの設備基準についても、基準を満たしていることを申請書により確認しております。

また、運営基準については、運営規程についての重要事項に関する規定について、すべて定められており、また、緊急時の対応、協力医療機関については、町内医療機関と契約を締結しており、地域との連携についても定期的な運営推進会議の開催や地域住民との交流の場について例年設けられております。

これら提出された書類の内容の審査を行ったところ必要な町の定める条例の基準を満たしていると認められることから、町としては、こちらの事業所について、指定の更新を行うことと判断し、更新指定年月日を平成29年7月28日、更新

指定満了年月日を平成35年7月27日としておりますのでよろしくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局の説明について、指定にあたって意見等ございましたら、発言願います。

(意見等なし)

○会長より

地域密着型サービス事業所 グループホームすまいる熊石の指定の更新については全員一致で承認いたします。

つづいて、地域密着型通所介護事業所 熊石デイサービスセンターについての説明を求めます。

○事務局より

次に2つめの事業所につきましては、地域密着型サービスの種類は「地域密着型通所介護」、申請者は、八雲町、事業所は、八雲町熊石平町 熊石デイサービスセンター、利用定員は18名であります。

なお、平成28年3月31日時点で北海道から小規模な通所介護事業所の指定を受けていた事業所であり、平成28年4月1日に地域密着型通所介護として、八雲町へみなし指定として道から指定権限が移行された事業所は、その有効期間は平成28年3月31日より前に受けた通所介護の指定の日から6年間となっていたことから今回9月30日で有効期間満了を迎えるにあたり事業所より更新申請がございました。

運営基準等についての概略については、お配りの資料をご覧ください。

8ページの定義及び基本方針については、記載のとおりとなりますのでご確認いただければと思います。

続いて人員の基準についてですが、介護従事者等の人数について、すべて満たしていることを申請書等により確認しております。

9ページの設備基準についても、基準を満たしていることを申請書により確認しております。

運営基準については、運営規程についての重要事項に関する規定について、すべて定められており、地域との連携についても定期的な運営推進会議の開催や地域住民との交流の場について例年設けられております。

これら提出された書類の内容の審査を行ったところ必要な町の定める条例の基準を満たしていると認められることから、町としては、こちらの事業所について、指定の更新を行うことと判断し、更新指定年月日を平成29年10月1日、更新指定満了年月日を平成35年9月30日としておりますのでよろしくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局の説明について、指定にあたって意見等ございましたら、発言願います。

(意見等なし)

○会長より

地域密着型通所介護事業所 熊石デイサービスセンターの指定の更新については全員一致で承認いたします。

指定について全員一致で承認しましたが、介護保険関係法令を厳格に遵守し、誠実かつ公正に地域に密着した理念、目的を達成すべき事業の運営の継続をよろしくお願いいたします。

4. その他

○会長より

その他につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局より

続いてその他の事項について、次回の介護保険事業運営委員会の開催は平成29年11月下旬を予定しております。

アンケートの集計結果などを基に、具体的な施策等についてご提案できるものと思いますのでご協力の程よろしく申し上げます。

○会長より

以上をもちまして、平成29年度第1回八雲町介護保険事業運営委員会を閉会致します。